

教育委員会会議提出議案

第12号

教職員の働き方改革取組指針の改定について

このことを、別案のとおり提出する。

令和2年3月13日
教 育 長

(理由)

文部科学省において、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が定められたことに伴い、「教職員の働き方改革取組指針」の改定を行うもの。

教職員の働き方改革取組指針 改定箇所

該当ページ：P9

| 改定後 | 現行 |
|---|---|
| <p>(3)「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応について</p> <p>学校における働き方改革については、令和元年12月、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が公布され、同法第7条に基づき「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が定められました。</p> <p>県教育委員会においては、(1)で掲げた超過勤務時間の削減目標の達成状況を踏まえるとともに、文部科学大臣が定めた指針にも適切に対応できるように取組を進めてまいります。</p> | <p>(3)「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を踏まえた今後の対応について</p> <p>学校における働き方改革については、中央教育審議会における「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の審議を踏まえ、平成31年1月、文部科学省において「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が策定されました。</p> <p>県教育委員会においては、(1)で掲げた超過勤務時間の削減目標の達成状況を踏まえるとともに、今後の国における勤務時間制度に関する動向を注視しながら、文部科学省のガイドラインに適切に対応できるように取組を進めてまいります。</p> |
| <p>「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(令和2年1月17日告示、同年4月1日から適用)から抜粋</p> <p>＜上限時間の原則＞</p> <p>イ 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1箇月の合計時間(以下「1箇月時間外在校等時間」という。) 45時間</p> <p>ロ 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1年間の合計時間(以下「1年間時間外在校等時間」という。) 360時間</p> <p>＜児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間＞</p> <p>イ 1箇月時間外在校等時間 100時間未満</p> <p>ロ 1年間時間外在校等時間 720時間</p> <p>ハ 1年のうち1箇月時間外在校等時間が45時間を超える月数 6月</p> <p>ニ 連続する2箇月、3箇月、4箇月、5箇月及び6箇月それぞれの期間について、各月の1箇月時間外在校等時間の1箇月当たりの平均時間 80時間</p> | <p>「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」(平成31年1月25日文部科学省)から抜粋</p> <p>＜上限の目安時間＞</p> <p>① 1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超えないようにすること。</p> <p>② 1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、360時間を超えないようにすること。</p> <p>＜特例的な扱い＞</p> <p>① 上記＜上限の目安時間＞を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、720時間を超えないようにすること。この場合においては、1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が45時間を超える月は、1年間に6月までとすること。</p> <p>② また、1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が100時間未満であるとともに、連続する複数月(2か月、3か月、4か月、5か月、6か月)のそれぞれの期間について、各月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間の1か月当たりの平均が、80時間を超えないようにすること。</p> |